

遠隔点呼実施要領

I 用語の定義

本実施要領における用語の定義は、次に定めるところによるほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定めるところによる。

1. 「遠隔点呼」とは、自動車運送事業者が、本人確認や情報共有の確実性を担保する高度な点呼機器・システムを用い、当該事業者の営業所間（営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。）、営業所と当該営業所の車庫間、営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間又は当該事業者とグループ企業の営業所間（以下「営業所等間」という。）で行う点呼をいう。
2. 「グループ企業」とは、100%株式保有による支配関係にある親会社と子会社又は100%子会社同士をいう。

II 遠隔点呼について

遠隔点呼は、遠隔点呼を実施しようとする事業者からの申請に基づき、IVからVIまでの要件が満たされていることが確認され、かつ、運行管理高度化検討会において承認されることにより実施することができる。

なお、遠隔点呼は、対面での点呼と同等の確実性を担保するための高度な点呼機器・システムを用いることから、営業所の優良性を問わず、営業所等間で行うことができる。

III 遠隔点呼の実施方法

1. 運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）は、遠隔点呼を行う運行管理者等が所属する営業所（以下「遠隔点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所が管理する機器・システムを使用し遠隔点呼を行うものとする。なお、遠隔点呼の際、運行管理者等は運転者の所属する営業所名及び運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認するものとする。
2. 運転者は、遠隔点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被遠隔点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する遠隔点呼機器・システムを使用し遠隔点呼を受けるものとする。

IV 遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件

遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件は、次の通りとする。

1. カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できること。なお、運転者を撮影するカメラについては、200万画素以上かつフレームレートは30fps以上を満たし、運行管理者等が使用するモニターについては、サイズは16インチ以上、解像度は1920×1080ピクセル以上を満たすことが望ましい。
2. アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できること。
3. 事前に登録された運行管理者等以外の者による遠隔点呼が行えないよう、個人を確実に識別できる認証機能を有すること。なお、静脈認証や虹彩認証等の生体認証を備えることが望ましい。
4. 事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けられないよう、個人を確実に識別できる認証機能を有すること。なお、静脈認証や虹彩認証等の生体認証を備えることが望ましい。
5. 遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を実施する営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が確認できること。
 - (1) 日常の健康状態
 - (2) 労務時間
 - (3) 適性診断の結果
 - (4) 指導監督の記録
 - (5) 過去の事故歴
 - (6) 運行に要する携行品
 - (7) 運転者台帳の内容
 - (8) 過去の点呼記録
 - (9) 車両の整備状況
6. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できること。
7. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が、運行に使用する車両の整備情報を確認できること。
8. 運転者に伝達すべき事項を機器に事前に入力でき、かつ、当該事項を遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が確認できること。
9. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所の運転者の携行品の保持又は返却の状況を監視カメラや機器・システムを通じて確認できること。
10. 遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所の双方で共有できること。また、その記録は1年間保持されること。
 - (1) 乗務前遠隔点呼
 - イ. 遠隔点呼執行者名
 - ロ. 運転者名

- ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 二. 点呼日時
- ホ. 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果
- ヘ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果
- ト. 日常点検の状況
- チ. 指示事項
- リ. 運行管理者等が乗務不可と判断した際の、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容
- 又. 機器の故障が発生した際の、故障発生日、時刻及び故障内容
- ル. その他必要な事項

(2) 乗務後遠隔点呼

- イ. 遠隔点呼執行者名
- ロ. 運転者名
- ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 二. 点呼日時
- ホ. 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果
- ヘ. 自動車、道路及び運行の状況
- ト. 交替運転者に対する通告
- チ. 機器の故障が発生した際の、故障発生日、時刻及び故障内容
- リ. その他必要な事項

11. 電磁的方法にて記録された遠隔点呼結果の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。

12. 電磁的方法にて記録された点呼結果を CSV 形式にて出力できること。

V 遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件

遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件は、次の通りとする。

1. カメラ、モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が被遠隔点呼実施営業所の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を明瞭に確認できるように環境照度が確保されていること。なお、被遠隔点呼実施営業所の点呼場の環境照度は 500 ルクス程度が望ましい。
2. 被遠隔点呼実施営業所等の運転者の全身及びアルコール検知器の使用状況が確認できるよう、被遠隔点呼実施営業所等の点呼場の天井等に監視カメラ等が設置され、映像が3ヶ月間以上保存され、かつ、運行管理者等が必要に応じ映像を確認できること。
3. 遠隔点呼に用いられる電気通信が原則として途絶しないよう、必要な通信環境を備えていること。

4. 運行管理者等と運転者の対話が妨げられることのないように、必要な通話品質が確保されていること。

VI 運用上の遵守事項

運用上遵守すべき事項については、次の通りとする。

1. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等は、地理情報や道路交通情報等、被遠隔点呼実施営業所の運行区域について業務を遂行するために必要な情報を有すること。
2. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等は、運転者の健康状態や適性診断結果、その他安全を確保するために必要な事項について、事前に運転者と対面で会話する機会を設ける等、面識のない運転者に対し遠隔点呼を行うこととなることを避けること。なお、初めて点呼を行う際には対面で実施することが望ましい。
3. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等は、運行中の車両位置の把握に努めること。車両位置の把握手段の例として、GPS 等による車両位置管理システムの導入、活用等が挙げられる。
4. 遠隔点呼実施営業所の運行管理者等が乗務不可と判断した場合、直ちに被遠隔点呼実施営業所の運行管理者等に連絡し、交替運転者を手配する等の代替措置を講じることができる体制を整えること。
5. 機器の故障等により遠隔点呼の実施が困難になった場合に、被遠隔点呼実施営業所の運行管理者等による対面点呼を実施できる体制を整えること。
6. グループ企業の営業所等間での遠隔点呼の実施のために、V 5. に示す点呼に必要な情報が共有され、必要に応じて契約が締結されていること。
7. 運転者、運行管理者等の認証機能に必要な指紋等の生体情報や、運転者の体温や血圧等の生体情報等、遠隔点呼の実施にあたり個人情報扱う場合には、事業者と対象者間で同意を得ること。

VII 運行管理及び整備管理関係

1. 遠隔点呼を実施する場合、被遠隔点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔点呼実施営業所において適切な遠隔点呼が実施できるよう、あらかじめ、遠隔点呼に必要な情報を遠隔点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
2. 遠隔点呼を実施した場合、遠隔点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔点呼実施後、遠隔点呼結果を電磁的方法により記録し、その記録した内容を被遠隔点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、双方の営業所において保存すること。
3. 事業者は、上記事項その他遠隔点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

4. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日付け国自整第 216 号）により行うこと。

Ⅷ 運輸支局長等への申請

1. 遠隔点呼を実施しようとする事業者は、遠隔点呼を実施する営業所等間の主たる営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「管轄運輸支局長等」という。）に、申請書を提出しなければならない。
2. 提出した申請書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更予定日に先立ち、管轄運輸支局長等に申請書を提出しなければならない。
3. 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、終了予定日に先立ち、管轄運輸支局長等に申請書を提出しなければならない。
4. 停電や機器の不具合により遠隔点呼の実施が困難となった場合等、想定外の事案が発生した場合、事業者は、当該事案の内容、改善状況及び再発防止策について、当該事案が発生した月の月末までに管轄運輸支局長等に報告しなければならない。